

## 志賀町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 志賀町ホームページの広告掲載に関し、志賀町広告掲載事業要綱（平成21年志賀町告示第93号）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の条件等)

第2条 広告掲載の条件は、次のとおりとする。

- (1) 種類は、バナー広告とする。
- (2) バナーの掲載位置は、志賀町ホームページのトップページで町が指定する位置とする。
- (3) バナーの規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦50ピクセル、横140ピクセル
容量	10キロバイト以内
画像形式	JPG形式またはGIF形式（アニメーションGIFは不可）

- (4) 掲載するバナーは、広告主が志賀町に電子データで提出するものとする。

(広告の掲載料)

第3条 広告の掲載料は次のとおりとする。

- (1) 町内に住所を有する事業所または営業所等を有する事業所は、1枠あたり月額2,200円とする。
- (2) 町外に住所を有する事業所は、1枠あたり月額5,500円とする。
- (3) 掲載料は、町長が特別の理由があると認めたときは減免することができる。
- (4) 広告掲載期間は、1月単位とし、最長1年間とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。
- (5) 広告掲載料は、掲載の決定後町長が指定する期日までに、一括前納するものとする。
- (6) 広告掲載期間内に広告主の責めに帰さない理由により志賀町ホームページが閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の募集)

第4条 町長は、町が保有する広報媒体(町のケーブルテレビにおける自主放送番組、

町が発行する広報紙、町のホームページ等をいう。)により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第5条 広告を希望する者は、志賀町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に文書(様式第2号または第3号)で通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。